

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成22年7月5日
【事業年度】	第37期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）
【会社名】	カナレ電気株式会社
【英訳名】	Canare Electric Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 尾羽瀬 正夫
【本店の所在の場所】	愛知県日進市藤枝町奥廻間1201番地10
【電話番号】	0561-75-3001（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 小淵 敦
【最寄りの連絡場所】	横浜市港北区新横浜二丁目4番1号
【電話番号】	045-470-5503
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 小淵 敦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成22年6月14日に提出した第37期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 1 主要な経営指標等の推移
- (2) 提出会社の経営指標等

第7 提出会社の参考情報

- 2 その他の参考情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 1 主要な経営指標等の推移
- (2) 提出会社の経営指標等

(訂正前)

回次	第33期	第34期	第35期	第36期	第37期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
(略)					
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	24.00 (-)	27.00 (12.00)	30.00 (12.00)	30.00 (12.00)	<u>25.00</u> (7.00)
(略)					
配当性向(%)	29.06	29.15	30.36	42.80	<u>56.45</u>
(略)					

(訂正後)

回次	第33期	第34期	第35期	第36期	第37期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
(略)					
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	24.00 (-)	27.00 (12.00)	30.00 (12.00)	30.00 (12.00)	<u>20.00</u> (7.00)
(略)					
配当性向(%)	29.06	29.15	30.36	42.80	<u>45.15</u>
(略)					

第7 提出会社の参考情報

2 その他の参考情報

(訂正前)

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第36期）（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）平成21年6月11日東海財務局長に提出。

(2)内部統制報告書及びその添付書類

平成21年6月11日東海財務局長に提出。

(2)四半期報告書及び確認書

（第37期第1四半期）（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）平成21年8月12日東海財務局長に提出。

（第37期第2四半期）（自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）平成21年11月12日東海財務局長に提出。

（第37期第3四半期）（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）平成22年2月12日東海財務局長に提出。

(訂正後)

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第36期）（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）平成21年6月11日東海財務局長に提出。

(2)内部統制報告書及びその添付書類

平成21年6月11日東海財務局長に提出。

(3)四半期報告書及び確認書

（第37期第1四半期）（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）平成21年8月12日東海財務局長に提出。

（第37期第2四半期）（自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）平成21年11月12日東海財務局長に提出。

（第37期第3四半期）（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）平成22年2月12日東海財務局長に提出。

(4)臨時報告書

平成22年6月14日東海財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（議決権行使結果）の規定に基づく臨時報告書であります。